

経済港湾委員会報告書案

平成28年3月9日

北九州市議会議長 戸町 武弘 様

経済港湾委員会委員長 奥村 祥子

本委員会は、次の事件について調査を終了したので、北九州市議会会議規則第101条の規定により報告します。

記

1 調査事件

鳥獣被害対策について

近年、全国的に野生動物による農作物等の被害が拡大する中、本市においても、農産物等の被害のほか市街地にイノシシや猿が出没するなど、地域住民の生活に不安が生じている。

本市では、平成25年4月に鳥獣被害対策を総合的に企画立案する鳥獣被害対策課を産業経済局に新設、各区役所総務企画課及び農政事務所と連携し、系統的な対策を実施しているところである。

本委員会は、これまでの鳥獣被害対策の取り組みを検証した上で、今後の被害の発生及び拡大を防止するための有効な方策について調査を行うこととした。

2 調査の経過及び結果

○ 平成27年5月13日 経済港湾委員会

本市のこれまでの鳥獣被害対策について、当局から説明を受けた。

《当局の説明概要》

(1) 具体的な鳥獣被害対策

① イノシシ対策

ア 捕獲の推進（平成26年度有害捕獲数:1,067頭）

イ 農地への侵入防止柵の設置（平成26年度設置数:51.5km）

ウ 市街地対策（門司区）

- ・専従相談員を配置
- ・休日、夜間対応を警備会社に委託
- ・猟友会に個別の捕獲を委託

② 鳥類対策

ア 捕獲の推進（平成26年度有害捕獲数:907羽）

③ 猿対策（小倉南区）

- ア 専従相談員を配置
- イ 猟友会に空砲による追払いを委託
- ウ 地元に花火による追払いを委託
- エ 生息調査及び学識経験者等による検討会の開催
- オ 大型捕獲おり等による捕獲の実施（香春町、みやこ町と連携）
（平成26年度有害捕獲数 北九州市:13頭 香春町:50頭）
- カ 猿接近通報システムの設置

(2) 平成27年度の主要事業

- ① イノシシ対策の継続実施
- ② 大型捕獲おりを活用し、香春町及びみやこ町と連携した猿の捕獲を推進
- ③ 鳥獣対策の広報、啓発事業の取組強化
 - ア 市政だより、市政ラジオによる啓発
 - イ 地域コミュニティーにおける研修会開催

(3) その他

- ・香春町と隣接する小倉南区東谷地区では、猿対策として、地元の自治会と協力して花火等を活用した追い払い活動を行い、大きな効果があらわれている。
- ・猿対策では追い払いとあわせて捕獲も行い、群れで行動する猿の個体数を少なくする対策も行っている。
- ・イノシシ対策として、センサーカメラを活用し出没状況を把握、効果的におりを設置し捕獲を実施している。
- ・鳥獣保護法には野生の鳥獣への餌やりを禁止する条項はなく、法制執務者の見解として、法律で禁止されていない行為を条例で禁止するには、人身や財産への被害が甚大である、市民からの強い要望がある、他に防ぐ手だてがないなど、急迫した事実がない限り難しいと聞いている。

《各委員の主な意見要旨》

- ・直接的な餌づけだけでなく、飼い犬への餌をイノシシや他の動物が食べるなど間接的な餌やりもあるため、飼い犬への餌やりマナーの啓発やごみ出しマナーの周知にも努められたい。
- ・イタチやタヌキ、ハクビシンなど夜行性の小動物対策も必要ではないか。
- ・ワイヤーメッシュによる侵入防止柵の設置については、農家の要望や実情を十分に把握し対応されたい。
- ・総合農事センターを活用し、鳥獣対策や里山の保全を進められたい。
- ・猿の市街地への出没情報を学校や自治会へ早急に周知するなど、今後も子供やお年寄りへの配慮に努められたい。

○ 平成28年1月21日 経済港湾委員会

平成27年8月から10月に実施した野生動物の出没実態調査の結果及び今後の対策等について、当局から説明を受けた。

《当局の説明概要》

(1) 調査内容

小倉北区足立山周辺のイノシシへの餌やり情報がある地点など計7カ所にセンサーカメラを設置し、イノシシの出没原因と餌やりとの関係について調査した。

(2) 調査結果

調査した1地点でイノシシへの餌づけが確認され、平和公園では日中に出没する人なれしたイノシシの存在が確認された。

なお、今回の調査では餌づけと昼間の出没との因果関係は確認できなかった。

(3) 今後の主な対策

ア 捕獲の強化（警察、猟友会の協力を得た追い込み捕獲）

イ 餌づけ防止対策（禁止看板設置）

ウ 出沒監視（センサーカメラ設置による出沒状況等監視）

エ 市街地での捕獲（住宅地近辺での箱わな捕獲）

オ 市民啓発の強化（校区単位等での啓発チラシの全戸配布）

(4) 餌づけに関する専門家意見

ア 公益社団法人北九州市獣医師会 西間会長

野生動物には餌を与えず、観察する、見て楽しむ程度が人と野生動物のかかわり方の基本である。

イ 到津の森公園 岩野園長

野生動物への餌やりは、野生動物のためにも人間のためにもならないので絶対にしてはいけない行為である。

(5) その他

・本年1月、平和公園に、飼い犬や飼い猫への餌やりの管理責任やごみ出しマナーについて、また、餌づけされたイノシシが人に危害を加えた際の餌づけした人への賠償責任についても記載したイノシシに対する餌づけ禁止の看板を設置した。

・小倉南区の猿対策として、地域住民や猟友会による追い払いや、香春町及びみやこ町と連携した個体数管理などの対策を一体的に実施した結果、昨年の夏ごろから猿の群れが人里に出没する回数が減少しており、効果があらわれている。

《各委員の主な意見要旨》

- ・野生動物との共生の視点を踏まえ、今後も対策に取り組まれない。
- ・出沒の実態調査を継続し、出沒原因について調査研究を進められたい。
- ・市が購入した箱わなを農家、自治会、町内会に貸与してはどうか。

○ まとめ

野生鳥獣による農作物等への被害が全国的に広がりを見せ、大きな社会問題となっているが、その主な原因は、農家の高齢化による耕作放棄地の増加や里山活動の減少による山林環境の変化、野生動物の個体数の増加や狩猟者の減少、野生動物への餌づけなどが考えられる。

本市においては、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づき、「北九州市・水巻町広域鳥獣被害防止計画」を策定し、鳥獣による農林水産業に係る被害に加え、生活環境に係る被害の防止に努めているところである。

昨年、本市が行った野生動物の出没実態調査では、餌づけによる人馴れを原因とするイノシシの出没が改めて確認されたところであるが、専門家の意見に見られるように、野生鳥獣への餌やりは厳に慎まなければならないものであり、市民に対して餌づけ禁止に関する理解を得るための一層の啓発活動が必要である。

今後も効果的な対策を実施するために、野生鳥獣の生態把握につながる同様の実態調査を継続されたい。

また、地域住民等と連携した小倉南区の猿対策の取り組みは、高く評価されるところであり、今後も、関係機関と地域住民が緊密に連携し、全市的に自治会レベルのきめ細かな対策が実施されることで、農業被害が減少し、市民生活の安全・安心が確保されることを期待する。